

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として、事業活動の中核に「経営品質の向上」を掲げ、顧客、株主、従業員、取引先等すべてのステークホルダーの期待に応えるため公平かつ透明な経営を心掛け、「美しく魅力のある会社」を目指しております。

これに向け、内部統制の整備・運用、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の強化を行うとともに、収益力の向上や資本効率の改善を図り、中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社は、議決権の電子行使につきましては実施しておりますが、招集通知の英訳につきましては実施しておりません。招集通知の英訳につきましては、現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後、海外株主比率が20%を超えた時点で実施いたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社は、英語での情報の開示・提供につきましては、現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後、海外株主比率が20%を超えた時点で実施いたします。

【原則4-10 任意の仕組み導入による統治機能の充実】

当社は、監査等委員会による取締役の職務執行に対する監査・監督が有効に働いていると判断しており、現在のところ任意の仕組みの活用は考えておりません。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性について、監査等委員会による各取締役へのインタビューに基づき代表取締役が最終的な評価を行うこととしております。結果概要の開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、ビジネスにおける取引の維持・強化及び促進を目的として、その連結貸借対照表計上額が総資産の5%以下となることを条件に、政策的に株式を保有することとしております。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使

当社は、個々の投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議決権における議案の賛否を判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との競業取引及び利益相反取引については、取締役会の求めに応じて、監査等委員会において事前審査を行い、取締役会において審議・決議を行うこととしております。その事実については当社有価証券報告書(P73)に記載しており、本資料は当社ホームページにおいても公表しておりますので、ご参照下さい。

・第71期有価証券報告書 (http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/briefnote2_28-04.pdf)

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は経営理念、経営ビジョン、中期経営計画を策定しており、その内容を当社ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照下さい。

・経営理念、経営ビジョン (<http://www.srt.co.jp/company/about/vision.html>)

・中期経営計画 (<http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/news201305311.pdf>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、当社有価証券報告書(P29)及び本報告書「I.1.基本的な考え方」に記載しており、本資料は当社ホームページにおいても公表しておりますので、ご参照下さい。

・第71期有価証券報告書 (http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/briefnote2_28-04.pdf)

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬に関する決定方針につきましては、当社有価証券報告書(P34)及び本報告書「II.1.【取締役報酬関係】」に記載しており、本資料は当社ホームページにおいても公表しておりますので、ご参照下さい。

・第71期有価証券報告書 (http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/briefnote2_28-04.pdf)

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役指名に関する方針と手続につきましては、代表取締役の原案に基づき取締役会の推薦を受け、株主総会の決議により決定することを当社役員規程に定めております。また、監査等委員である取締役の選任は、監査等委員会の同意を要します。

なお、監査等委員会は、取締役の構成状況やあらかじめ定めた基準に基づき、候補者の妥当性を検討し、必要に応じて株主総会で意見を述べることとしております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役個々の選任・指名についての説明につきましては、当社株主総会招集通知(P33)に個別の選任理由を記載しており、本資料は当社ホームページにおいても公表しておりますので、ご参照下さい。

・第71期定時株主総会 (<http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/71shoshu.pdf>)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、経営の監督機能と執行機能の分離を明確化するために執行役員制度を採用しております。

取締役会は法令及び定款で定められた事項の他に、経営一般に関する重要事項の決定を行うこととし、執行役員会は取締役に係る重要執行案件の審議及び執行役員会に係る案件の決議等を行うこととしております。

具体的な取締役会の職務権限の範囲につきましては、取締役会規則及び取締役職務権限規程に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、全取締役9名中、既に2名の独立社外取締役を選任しており、当該独立社外取締役は取締役に適切な助言・監督を通じ企業価値の向上に資する機能を果たしております。

また、当社は社外取締役が過半数を占める監査等委員会設置会社制度を採用しているため、独立社外取締役の人数は現在のところ2名で充足していると考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「社外役員の独立性」に関する運用基準を制定しております。その内容は当社有価証券報告書(P33)及び本報告書の「II.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しており、本資料は当社ホームページにおいても公表しておりますので、ご参照下さい。

・第71期有価証券報告書 (http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/briefnote2_28-04.pdf)

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模】

当社は、透明性の高い意思決定を実現すべく監査等委員会設置会社制度を採用し、2名の独立社外取締役を選任しております。また、専門性や経験が異なる者で取締役会を構成することで、多様性の確保に努めております。

【補充原則4-11-2 取締役の他の上場企業の役員との兼務状況】

当社は、取締役の個別の兼任状況を当社株主総会招集通知(P13)及び当社有価証券報告書(P27)に記載しており、本資料は当社ホームページにおいても公表しておりますので、ご参照下さい。

・第71期定時株主総会招集ご通知 (<http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/71shoshu.pdf>)

・第71期有価証券報告書 (http://www.srt.co.jp/company/ir/pdf/briefnote2_28-04.pdf)

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング方針】

当社は、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、外部機関などを活用し、取締役及び執行役員を対象とした研修を年1回以上実施しております。また、監査等委員におきましては、上記に加え、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、業務及び会計に関する監査・監督スキルの向上に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との対話全般について統括を行う経営陣または取締役の指定

当社のIR活動は企画担当部署が主管となり、その統括は取締役管理本部長が行っております。

(2) 対話を補助する社内の有機的な連携のための方策

IR担当部署及びその他関連部署は、建設的な対話の実現に向け、管理本部会議及び予算進捗会議等を通じ、事業環境の把握及び情報の共有に努めております。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

当社の主なIR活動は次の通りです。

- ・定時株主総会：年1回
- ・決算説明会：年1回
- ・取材対応：四半期ごと
- ・当社ホームページの企画・運営

(4) 株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役に對するフィードバックのための方策

当社は、株主との対話において把握された意見について、経営陣や関係部署へフィードバックし情報を共有しております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、インサイダー情報の管理をインサイダー取引防止規程に定めており、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三浦正英	460,376	7.66
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	338,800	5.64
サンリツ共栄会	330,870	5.51
(株)三井住友銀行	183,842	3.06
三井住友信託銀行(株)	181,500	3.02
(株)りそな銀行	169,642	2.82
野島岳史	143,500	2.39
日本建設(株)	134,600	2.24
(株)三菱東京UFJ銀行	132,132	2.20
(株)みずほ銀行	111,430	1.86

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
篠田 易男	他の会社の出身者					△						
稲永 誠	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠田 易男	○	○	「略歴」 昭和47年4月 (株)住友銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行 平成13年4月 日比谷総合設備(株)入社 平成13年6月 同社取締役 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成24年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役(監査等委員) (現) 当社が独自に定める「社外役員の独立性」に関する運用基準を満たしております。	・当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行を15年前に退社し、その後10年以上にわたり他の事業会社役員として業務執行にあたったことから、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく、独立した立場で株主の利益に配慮し、経営陣にアドバイスを行うことができるため。 ・他業界での経験を生かし、当社の経営機能を監視・監督することができるため。
稲永 誠	○	○	「略歴」 昭和52年4月 矢田・坂本法律事務所 (現 矢田法律事務所) 入所	・一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく、独立した立場で株主の利益に配慮し、経営陣にアドバイスを行うことができるため。

		平成19年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(監査等委員) (現) 当社が独自に定める「社外役員の独立性」に関する運用基準を満たしております。	・法律事務所勤務の豊富な経験を生かして外部から当社の経営をチェックし、当社の経営機能を監視・監督することができるため。
--	--	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、総合監査室所属の使用人の中から補佐する者を任命しており、選定された監査等委員は当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができます。なお、当該使用人は指示された職務について、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会と総合監査室は、定期的な意見交換や内部監査の結果報告を通じ十分な連携を取り、監査等委員会による監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

・監査等委員会と会計監査人は、監査計画の策定期間及び決算時期において定期的に意見交換を行い、業務及び会計に関する情報を共有することとしております。会計監査人は、年4回、決算監査を含めた監査結果全般について監査等委員会に報告を行うこととしております。また、監査等委員は、会計監査人の事業所往査にも立会い、会計監査人と緊密な連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性の基準を明らかにすることを目的として、「社外役員の独立性」に関する運用基準を制定しております。なお、当該基準については、監査等委員会からも同意の表明を受けております。

「社外役員の独立性」に関する運用基準(平成27年6月24日改定)

当社は、次の事項に該当しない場合、社外役員の独立性は十分に保たれていると判断しております。

(1) 本人がサンリツグループ関係者

過去3年間に於いて、家族(配偶者・子供、2親等以内の血族・姻族)がサンリツグループの取締役(監査等委員であるものを含む。)・監査役・経営幹部の場合

(2) 大口取引先関係者

過去3年間に於いて、サンリツグループ及び候補者本籍企業グループのいずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先の業務執行取締役・執行役・従業員であった場合

(3) 専門的サービス提供者(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントなど)

サンリツグループから過去3年間に於いて、法人又は個人として年間平均100万円を超える報酬を受領している場合

(4) その他

A. 当社の10%以上の議決権を保有している株主(法人の場合はその法人の業務執行取締役・執行役・従業員)の場合

B. 当該社外役員が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対するサンリツグループからの寄付金が、過去3事業年度の年間平均100

万円を超え、かつ当該団体の総収入又は経常利益の2%を超える場合
C. その他の重要な利害関係がサンリツグループとの間にある場合

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、株主総会の決議によって定め、各取締役の報酬については、「固定報酬」と経営責任を明確にするとともに、業績向上へのインセンティブを高めるための「業績連動報酬」によって構成されております。

「業績連動報酬」は、当初公表した当該年度の通期連結経常利益の達成度合いに応じ支給額を決定し、達成率70%を下限、達成率120%を上限として支給することとしており、取締役会でこれを定めております。

また、株主重視の経営意識をより高めることを目的として、平成28年度より取締役(監査等委員であるものを除く。)に対して株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

ストックオプション付与対象者は、取締役(監査等委員であるものを除く。)6名であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第71期(平成28年3月期)における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く。)**【6名】**基本報酬139,467千円、総額139,467千円

取締役(社外取締役を除く監査等委員)**【1名】**基本報酬4,050千円、総額4,050千円

監査役(社外監査役を除く)**【1名】**基本報酬1,290千円、総額1,290千円

社外役員**【2名】**基本報酬15,868千円、総額15,868千円

(注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は9名(監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名)であります。

2. 当社は、平成27年6月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年6月24日開催(第70期)の定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は年額2億5千万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額5千万円以内と決議されております。

・各取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものといたします。

・各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものといたします。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催に際して、資料の事前配布を行い、その他の事項についても、必要な報告・説明を行っております。当社は監査等委員会設置会社であり、同委員会を補佐する使用人を任命しております。当該使用人は社外取締役のサポートも行うこととなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会、執行役員会

当社の取締役会は9名(うち3名は監査等委員である取締役)で構成されており、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会にて重要な事項の決定を行うこととしております。また、経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため、取締役兼務者5名を含む執行役員8名を選任し、執行役員は取締役会に業務執行報告を提出することとしております。

上記に加え、業務執行における意思決定の迅速化を図るため、全ての執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会に係る重要執行案件の審議及び執行役員会に係る案件の決議を行うとともに、取締役会決議事項に基づき、業務執行に関する各種施策の検討、執行状況の確認、報告等を行うこととしております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、内2名が社外取締役であります。監査等委員は、取締役会をはじめと

する重要な会議に出席し、経営全般及び個別案件に関して、客観的かつ公平に意見を述べ、また、適法性・妥当性や内部統制等の状況を調査することなどによって、取締役の職務の執行を監査・監督することとしております。さらに、選定された常勤監査等委員は、重要な書類の閲覧、各事業所への往査、子会社の調査等を通じ、業務執行の監査を行い、これらの結果を監査等委員会及び取締役会に報告することとしております。

(3) 会計監査人

- A. 当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。
平成28年3月期における監査業務にかかる構成は以下のとおりであります。

監査業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)
指定有限責任社員 業務執行社員: 山口 直志(2年)
指定有限責任社員 業務執行社員: 秋田 英明(1年)
監査業務に係る補助者の構成: 公認会計士5名、その他11名

- B. 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は以下のとおりであります。
(A) 会計監査人が監査契約の履行に伴い当社に損害賠償責任を負う場合は、会計監査人の報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を限度額として、その責任を負う。
(B) 上記の責任限定契約が認められているのは、会計監査人に善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 内部監査体制

内部監査は、社長直轄組織として設置している総合監査室が、「内部監査規程」及び監査計画に基づき、事業活動全般の適法及び適正かつ効率的な遂行の検証、内部統制の整備及び運用状況の評価を行っております。総合監査室は、その内部監査の結果につき、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、該当部門に対して改善指導等を実施することとしております。

(5) リスク管理体制

- 当社は、当グループにおいて発生し得るリスクへの準備対応(リスク管理)、発生したときの対応(危機管理)、緊急事態への対応(緊急事態対応)を行うことを目的に、「リスク管理規程」を制定し、次のとおりの管理体制を取っております。
(A) 当グループは、リスク管理会議を設置しております。
(B) 当該会議は、その主宰者を社長執行役員とし、「リスク管理規程」に掲げるメンバーをもって組織されております。
(C) 当該メンバーは、当グループのリスク管理に関する方針、体制及び対策等の検討を行います。
(D) 当該会議は、各分科会にて構成されております。
(E) リスク管理責任者は、企画部長としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コンプライアンスの徹底やリスク管理の強化を行うとともに、意思決定の透明性、機動性の確保及び「攻めの経営」の実現に向け、経営に対する監督機能が働くガバナンス体制の強化を図るため、現在の体制を採用しております。これにより収益力の向上や資本効率の改善を図り、中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	なるべく多くの株主に出席して頂けるよう、集中日を避けた日程設定に努めております。第71期定時株主総会は、平成28年6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電子的投票制度を採用しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載し、発送前の電子的公表に努めております。 (URL: http://www.srt.co.jp/company/ir/proxystatement.html)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期決算終了後、代表取締役自身が公益社団法人日本証券アナリスト協会において、証券アナリスト及び機関投資家の皆様に決算内容及び事業内容、事業展開等を説明しております。 また、証券会社等を通じて、機関投資家への個別訪問を随時行い、同様の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいてタイムリーに情報開示をしております。内容としては、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、コーポレート・ガバナンスの状況、財務・事業データ等を掲載しております。 (URL: http://www.srt.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部企画部が中心となり、対応しております。 なお、情報開示の内容に合わせ、担当部署の責任者とも連携を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、人と環境にやさしいサービスを追求し、環境の保全を積極的に推進し、社会の持続的発展に貢献するため、環境基本方針を定めております。ISO14001を認証取得し、物流における環境貢献として、エコドライブによるCO2排出量削減、繰り返し輸送に使える通い箱の開発、廃棄物のリサイクルなどの取組みを行ない、環境保全を心掛けた物流サービスを提供しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの理解を促進するため、ディスクロージャー管理規程を定め、経営情報の公正かつ適時・適切な開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、その果たすべき社会的責任を認識し、コーポレートガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築・運用するため、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりでございます。

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行います。社長執行役員直轄の総合監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務・会計監査を通じ、社内各部門及び子会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査いたします。

また、当グループに適用する「コンプライアンス(法令遵守)規程」を制定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

A. 当社は、当グループの企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理会議を設置しリスク管理体制の整備に努めております。

B. 不測の事態が生じた場合には、社長執行役員が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行います。

B. 全ての執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会に係る重要執行案件の審議及び執行役員会に係る案件の決議を行うとともに、取締役会決議事項に基づき、業務執行に関する各種施策の検討、執行状況の確認、報告等を行います。

C. 業務の執行については、将来の事業環境を踏まえ中長期の経営計画及び各年度予算を策定し、各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

A. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行います。

B. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。

C. 内部統制部門(総合監査室及び経理部)は、海外を含めた子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部門並びに監査等委員会に報告します。また、当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行います。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

A. 監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、総合監査室所属の使用人の中から補佐する者を求めることができます。

B. 選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができます。なお、当該使用人は、指示された職務について、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

A. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、監査等委員会に以下を報告します。

(A) 内部統制に関わる部門の活動

(B) 重要な会計方針・会計基準及びその変更

(C) 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容

(D) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容

B. 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員であるものを除く。)または使用人にその説明を求めます。

C. 当グループの取締役及び監査役並びに使用人は、「コンプライアンス(法令遵守)規程」に基づき、コンプライアンス上の問題点を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができます。同窓口は、その内容を速やかに監査等委員会に報告いたします。また、当グループ各社は、不正行為等を通報した者に対し、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱い(不作為を含む)や、人格や人としての尊厳を侵害する行為をしてはならないことを規定しております。

(8) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務遂行について生じる費用または債務は、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、会社が負担することとしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A. 監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。

B. 総合監査室は、監査等委員会と十分な連携を取り、総合監査室の行う内部監査の結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

A. 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位に作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告しております。

B. 総合監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備および不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを社長執行役員に報告しております。

C. 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行状

況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
- (2) 所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、定時取締役会(必要によっては臨時)承認のうえ開示することになっております。当社の取締役会は毎月1回以上開催し、経営上の重要事項(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定める決定事実の開示基準に該当する会社情報を全て含む)を全て付議しております。

2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生情報を確認できる部門から各責任のある取締役へ速やかに報告される体制となっており、定時もしくは臨時取締役会でその内容が報告され、その判断により迅速な情報開示を行っております。

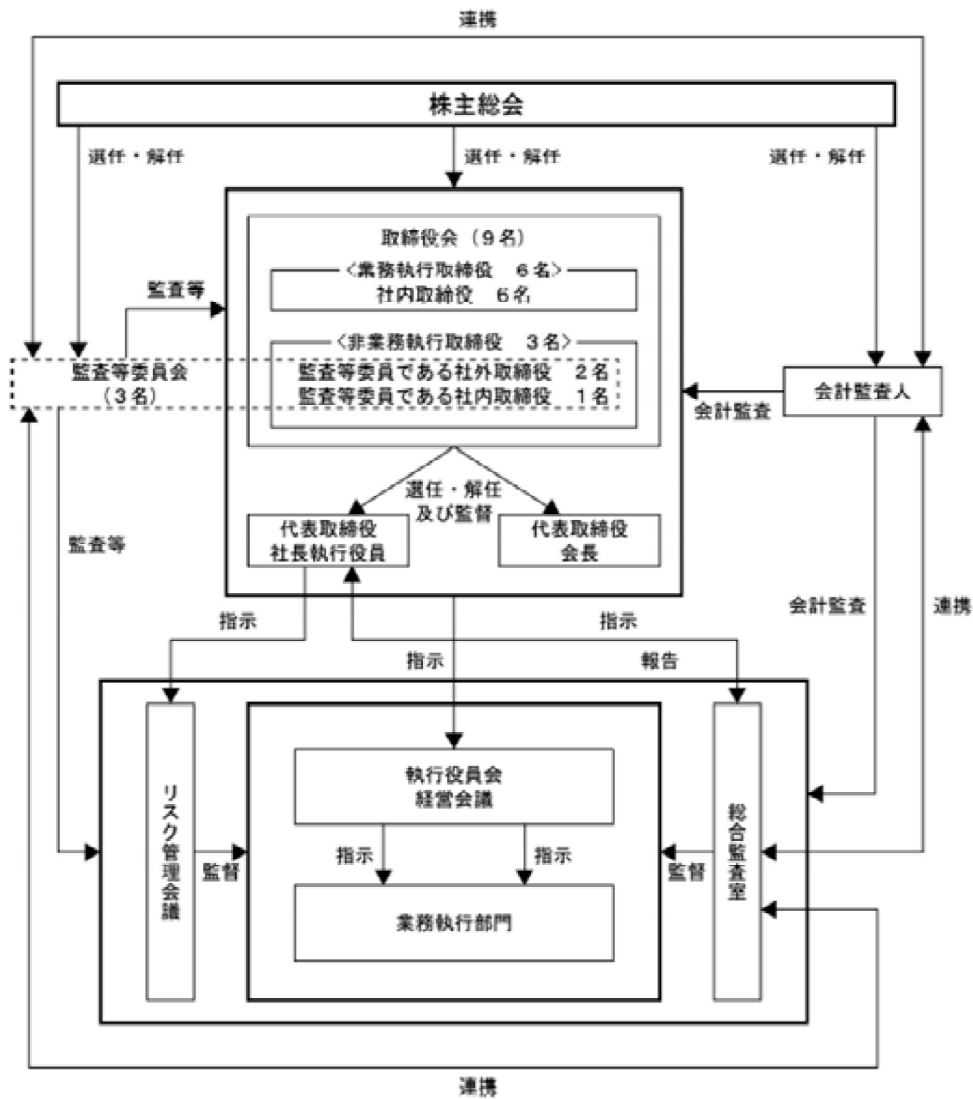
3. 決算に関する情報

決算に関する情報は、決定事実に関する情報開示と同様、定時取締役会(必要によっては臨時)承認のうえ開示することになっております。
なお、業績予報の修正等の情報開示は、発生事実に関する情報開示と同じ手順で、迅速な情報開示を行っております。

4. その他の情報

その他、中期経営計画等の情報は、決定事実に関する情報開示と同様、定時取締役会(必要によっては臨時)承認のうえ開示することとなっております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の概要

